

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和8年1月6日（火）午前10時00分～午前11時00分									
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール									
③	出 席 委 員										
1	池 田 幸 二	2	吉 岡 きみ子	3	武 田 隆 宏	4	藤 田 秀 美				
5	西 岡 輝 治	6	須 藤 賢 一	7	明 後 久 利	8	森 岡 芳 文				
9	菊 地 正 夫	10	幸 野 登 吉	11	二 宮 康 壽	12	川 本 由 紀 美				
13	矢 野 正 祥	14	一 柳 幸 唯								
17	高 岡 利 典	18	津 國 巳代子	19	池 田 雄 一	20	森 永 茂 史				
21	橋 本 英 司	22	都 築 孝 壽	23	武 内 誠	24	池 浦 萬 里 子				
25	津 田 勇	26	田 中 賢 壽	27	永 沼 寛						
29	大 本 昭 裕	30	武 知 由 美 子	31	上 満 啓 司	32	中 本 祐 市				
33	坂 幹 幸	34	跡 部 雅	35	堀 内 保 宏	36	和 氣 繁 輝				
37	細 井 敏 江	38	有 友 章 治	39	請 田 竹 男						
④	欠 席 委 員	15	平 井 城 太 郎	16	形 山 康 浩	28	日 野 修 次				
⑤	遅 刻 委 員										
⑥	事 務 局	井上事務局長		富永次長		三瀬専門員（農地）					
		松田専門員（農政）		吉田書記							
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		吉田主事							
⑧	会 議 の 内 容	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について								
		議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について								
		議案第3号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について								
		議案第4号	非農地証明について								
		議案第5号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について								
		議案第6号	大洲市賃借料情報の提供について								
		議案第7号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について								

事務局（局長）	只今から、令和8年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中18名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、15番 平井城太郎委員、16番 形山康浩委員、28番 日野修次委員より欠席の報告を受けています。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、25番 津田勇委員と26番 田中賢寿委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書1ページから2ページ並びに議案説明資料2ページから8ページをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、若宮字ヲモテヤシキの畠1筆772m²について、譲渡人の持分のみ譲受人に譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、東大洲の畠2筆731m²について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を購入するものです。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>3番、菅田町大竹字川道の畠2筆730m²について、譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、申請地を譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、栗を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>4番、喜多山の畠1筆167m²について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を取得するものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>5番、豊茂の畠1筆1,068m²と樹園地3筆3,144m²、合計4筆4,212m²について、譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、譲受人が申請地を取得し、新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜や栗を栽培する計画です。</p>

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

6番、肱川町宇和川の畠5筆992m²について、譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を譲り受けるものです。

所有権移転後は、栗を栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

7番、河辺町河都の畠2筆1,188m²について、空き家バンクに登録された物件と合わせて隣接する農地を譲り受け、新たに耕作管理を始めるものです。

所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

以上7件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

2番

1番案件についてご説明いたします。

議案説明資料2ページを参考にしてください。

1番案件は、5人の共有名義となっているうちの1人である譲渡人が持分を手放すこととなったため、共有名義となっている譲受人2名に対し、持分を譲渡するものです。

申請地は、大洲市総合福祉センターから北西へ約100mのところにある農地です。

先月17日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事をしており、今後も露地野菜や果樹の栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

2番。

3番

2番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は3ページを参考にしてください。

2番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、大洲市総合福祉センターから北東へ約550mのところある農地です。

先月18日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、家族で年間を通して農業に従事をしており、今後も野菜の栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長）

13番

3番。

3番案件について、ご説明いたします。
議案説明資料は4ページを参考にしてください。
3番案件は、贈与による所有権移転です。
申請地は、大洲市役所から南東へ約3kmのところにある農地です。
先月17日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。
譲受人は、年間を通して農業に従事しており、今後も栗の栽培を行うため、耕作管理に問題ないと考えます。
なお、譲受人が所有している農地のうち4,876m²が非耕作地となっていますが、この土地につきましては、20年以上前から植林しているとのことで非農地証明願が出されており、この後の議案でご審議いただく予定です。
調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長）

20番

4番。

4番案件についてご説明いたします。
議案説明資料は、5ページを参考にしてください。
4番案件は、贈与による所有権移転です。
申請地は、JR五十崎駅から北へ約2.2kmのところにある農地です。
先月18日に、事務局職員と現地確認を行いました。
申請地が良好に管理されていることを確認しました。
譲受人は、家族で年間を通して農業に従事しており、今後も野菜の栽培を行うため、耕作管理に問題ないと思われます。
調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長）

29番

5番。

5番案件について、ご説明いたします。
議案説明資料は、6ページを参考にしてください。
5番案件は、贈与による所有権移転です。
申請地は、豊茂コミュニティセンターから北に約40mのところにある農地1筆と、同じく豊茂コミュニティセンターから北へ約800mのところにある農地3筆です。
先月22日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。
譲受人は八多喜に居住していますが、申請地から徒歩2~3分程度のところに勤務場所があります。
譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、譲受人が申請地を取得し、野菜や柿、栗などを栽培していきたい旨の新規営農計画書が提出されており、年間を通して農業に従事することですので、今後の耕作状況

	<p>を見守っていくこととします。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p>
議長（会長）	6番。
32番	<p>6番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は、7ページを参考にしてください。</p> <p>6番案件は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、大洲市立肱川中学校から西へ約3kmのところにある農地です。</p> <p>先月22日に、事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地は現在耕作放棄地となっていますが、権利取得後は、申請地を整地し、稲の栽培を計画されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。</p> <p>譲受人は、家族で年間を通して農業に従事しており、耕作管理に問題ないと考えます。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	7番。
38番	<p>7番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は、8ページを参考にしてください。</p> <p>7番案件は、空き家バンクに登録された物件に隣接している農地を贈与により取得するものです。</p> <p>申請地は、大洲市役所河辺支所から北東に約2.5kmのところにある農地です。</p> <p>先月15日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>申請地を取得するにあたって、譲受人より農業経験はありませんが、農業について勉強し、自家消費程度の野菜などを栽培したい旨の新規営農計画書が提出されています。</p> <p>農機具につきましては、必要に応じて購入していくことです。</p> <p>申請人が年間を通して従事することですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに

委 員

ご異議ありませんか。

議 長（会長）

（異議なし）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、**議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案書3ページ並びに議案説明資料9ページから22ページまでをあわせてご覧ください。

1番、若宮の土地1,037m²の案件は、譲受人は宅地分譲を計画しており、申請地は住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成して分譲事業を行うために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約1.4kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第一種住居地域内にある農地であることから第3種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しております、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、八多喜町の土地75m²の案件は、譲受人は、現在借家で両親と同居しているが、3人で生活するには手狭な上、建物が老朽化しているため、既存の宅地と隣接する申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6.5kmのところに位置し、300m以内にJR八多喜駅が存する区域内にある農地であることから第3種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しております、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件は既に工事が完了している違反転用の状態です。これについて譲渡人から始末書が提出され反省していますので、追認していただきますようお願いいたします。

3番、長浜町出海の土地253m²の案件は、借受人の会社が収穫した柑橘類を、選別し貯蔵する倉庫が必要なため、申請地を借り受けて農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に11.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本件は既に工事が完了している違反転用の状態です。これについて借受人から始末書が提出され、反省していますので、追認していただきますようお願いいたします。

以上3件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

2 番

1 番。

1 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 9 ページから 12 ページを参考にしてください。

申請地は、10 ページの位置図のとおり JR 伊予大洲駅から東へ約 160 m に位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第 3 種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、11 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長）

2 番。

2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 13 ページから 16 ページを参考にしてください。

申請地は、14 ページの位置図のとおり大洲市立栗津小学校から南へ約 70 m に位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第 3 種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、申請地は既に工事が完了している違反転用の状態です。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、15 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、また、既に工事が完了している違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長）

3 番。

3 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 17 ページから 22 ページを参考にしてください。

申請地は、18 ページの位置図のとおり出海コミュニティセンターから南西へ約 230 m に位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、申請地は既に工事が完了している違反転用の状態です。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、19 ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意

	<p>を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、既に工事が完了している違反転用に関しましては、借受人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありますか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
	次に、 議案第3号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』 を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページから5ページをご覧ください。</p> <p>当議案は、前年度の事業状況報告がありました農地所有適格法人について、要件を満たしているかご審議をお願いするものです。</p> <p>要件については、前のスライドに表示していますので参考にしてください。</p> <p>1番、○○○○。</p> <p>①「法人の組織」は、農事組合法人です。</p> <p>②「事業の限定」主にキャベツ、タマネギなど野菜の栽培と、その加工・販売を行っています。生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上です。</p> <p>③「構成員の資格」構成員9名のうち6名が農業常時従事者です。</p> <p>また、有している議決権9,000口の過半数以上が農業関係者の議決権です。</p> <p>④「経営責任者の要件」執行役員3名全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しており、問題ありません。</p> <p>次に、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>2番、○○○○。</p> <p>①「法人の組織」は、株式会社です。</p> <p>②「事業の限定」主にサトイモ、コンニャク芋の栽培と、あわせて加工品の製造、販売を行っています。生産する農畜産物及びその関連する事業等の過半以上が農業による売上です。</p> <p>③「構成員の資格」構成員6名全員が農業常時従事者です。</p> <p>また、有している議決権20口すべてが農業関係者の議決権です。</p> <p>④「経営責任者の要件」執行役員4名全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しており問題ありません。</p>

	<p>以上、2件の報告書等を確認しましたところ、議案書に記載のとおり農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に質疑もないようですので、報告書の内容について承認することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、報告書について承認することに決定いたしました。
	次に、 議案第4号『非農地証明について』 を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第4号「非農地証明について」ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページ並びに議案説明資料23ページから35ページまでを、あわせてご覧ください。</p> <p>まず、1番案件について菅田町大竹の土地3筆計1,452m²の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものです。</p> <p>申し出によりますと、申請地は鳥獣害がひどくなつたため、亡父が40年以上前に杉を植林して山林化しており、農地への復旧が著しく困難な状態となつたとのことです。</p> <p>次に、2番案件について菅田町大竹の土地4筆計4,876m²の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものです。</p> <p>申し出によりますと、申請地は山間の農地で作業効率が悪いため、亡父が平成7年頃に杉を植林して山林化しており、農地への復旧が著しく困難な状態となつたとのことです。</p> <p>最後に、3番案件について白滝の土地1筆56m²の案件は、その他適法な転用ということで申請があったものです。</p> <p>申し出によりますと、申請地は国土調査現地確認不能地で道路内にあると推定されるとのことです。</p> <p>以上3件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。
13番	<p>1番。</p> <p>それでは、1番及び2番の案件について、一括して調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の23ページから30ページを参考にしてください。申請地は24ページ及び29ページの位置見取図のとおり、野地集会所を起点として、約450mから1.3kmの範囲に位置する農地になります。</p> <p>12月17日に事務局担当者と現地確認を行いました。</p>

	<p>申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも植林から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	3番。
30番	<p>3番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の31ページから35ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、32ページの位置図のとおり加世集会所から約70mの位置にある農地になります。</p> <p>12月17日に事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立てや地籍調査時に旧町道の敷地内と判断されていることなどから、許可を要しない転用がされているものと判断できます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありますか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第5号「納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」ご説明いたします。</p> <p>議案書7ページ並びに議案説明資料36ページ及び37ページをあわせてご覧ください。</p> <p>租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要があり、その添付書類として、農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。</p> <p>この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。</p> <p>1番は、市木の申請人です。</p> <p>申請農地は、市木及び東大洲にあります12筆で合計7,808m²になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成19年</p>

	<p>3月20日となっています。</p> <p>対象の農地につきましては、すべての農地で耕作されていました。</p> <p>2番は、徳森の申請人です。</p> <p>申請農地は、徳森及び東大洲にあります9筆で合計10, 618m²になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は令和4年4月9日となっています。</p> <p>対象の農地につきましては、すべての農地で耕作又は保全管理されていました。</p> <p>以上2件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
5番	<p>1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の36ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、36ページの位置見取図のとおり愛たい菜を基準とし、約400mから1.3km以内に点在する農地12筆になります。</p> <p>申請人は、稻作を主体とした農業をしています。</p> <p>12月18日に事務局担当者と現地確認を行い、12筆のうち5筆で稻作を、7筆で露地野菜などを栽培していることを確認しています。</p> <p>このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	2番。
6番	<p>2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の37ページを参考してください。</p> <p>申請地は、37ページの位置見取図のとおり愛たい菜を基準とし、約560mから1.2km以内に点在する農地9筆になります。</p> <p>申請人は、稻作を主体とした農業をしています。</p> <p>12月18日に事務局担当者と現地確認を行い、9筆のうち6筆で稻作を、2筆で露地野菜などを栽培し、1筆は保全管理していることを確認しています。</p> <p>このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

事務局（専門員兼農地係長）

次に、**議案第6号『大洲市賃借料情報の提供について』**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案第6号「大洲市賃借料情報の提供について」ご説明いたします。
議案書8ページをご覧ください。

当議案は、令和6年1月から令和7年12月までに締結された、農地の賃貸借における賃借料水準の動向について情報を提供するものです。

田の部、大洲市全域の10a当たりの平均額は、令和6年が9,300円、令和7年が11,900円です。

畑の部、大洲市全域の10a当たりの平均額は、令和6年が9,400円、令和7年が9,800円です。

地域ごとの平均額等は、議案書に記載のとおりです。

なお、※印の3番にも記載していますが、賃借料を物納支給としている場合は、令和7年産米のJA概算金の単価を参考に米60kgあたり25,400円に換算して算定しています。

本日承認いただきましたら、後日大洲市庁舎前の掲示板、農業委員会だより、大洲市公式ホームページなどで公表することとしています。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この件につきましては農地法第52条の規定により大洲市公式ホームページなどによって情報を提供することといたします。

次に、**議案第7号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長）

議案第7号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。

議案書9ページから31ページをご覧ください。

本件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。

今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が26件96筆、利用権設定160,242m²、使用貸借の件・筆数が28件38筆、利用権設定45,140m²で、議案書30ページに記載のとおり利用権設定の件・筆数が54件134筆、利用権設定の総面積は205,382m²です。

続きまして、所有権移転の案件です。

議案書は31ページをご覧ください。

1番、2番は同一案件です。菅田町菅田の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を

	取得するものです。 面積は、2, 019 m ² です。 利用目的は水稻です。 以上、所有権移転の件・筆数は、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため2件6筆、総面積は4, 038 m ² です。 問題なれば意見について特になしと回答することとしたいと考えています。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありませんか。
委員	（意見なし）
議長（会長）	特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定にいたしました。 以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。